

6月30日(第6回目)

1. 議題並びに散会時間(午前10時47分～午後2時56分)

2. 本議事録は次の通りである。

| 議題番号 | 氏名 | 議題番号 | 氏名 |
|------|---------------|------|---------------|
| 1番 | 天 天 真 盛 | 2番 | 天 天 真 盛 |
| 3番 | 久 久 丹 鶴 真 正 実 | 4番 | 久 久 丹 鶴 真 正 実 |
| 5番 | 大 野 勝 真 盛 | 6番 | 大 野 勝 真 盛 |
| 7番 | 天 真 盛 | 8番 | 天 真 盛 |
| 9番 | 天 真 盛 | 10番 | 天 真 盛 |
| 11番 | 天 真 盛 | 12番 | 天 真 盛 |
| 13番 | 天 真 盛 | 14番 | 天 真 盛 |
| 15番 | 天 真 盛 | 16番 | 天 真 盛 |
| 17番 | 天 真 盛 | 18番 | 天 真 盛 |
| 19番 | 天 真 盛 | 20番 | 天 真 盛 |
| 21番 | 天 真 盛 | | |

名 報 告 案 正 弘 伸 永 吉 助 光

定 盛 春 美 正

喜 家 幸 盛

3. 不応相談員なし。

4. 出席議員は出席議員と同じである。

5. 欠席議員なし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事録のため内閣し
ものは次の通りである。

| | | | |
|---------|------|------|------|
| 市長職務代理者 | 草野良貞 | 松川正美 | 一 |
| 収入課長 | 沢山一 | 財政課長 | 奥豊 |
| 長生課長 | 当石善吉 | 生民課長 | 仲村春信 |
| 経済課長 | 伊佐誠実 | 水道課長 | 日吉真幸 |
| 通報課長 | 島袋昌夫 | 通報課長 | 大城仁幸 |

7. 議会運営局議員の出席は次の通りである。

局長 富城光雄 曹司島田真由

6月30日(第6日目)

1. 開催並びに散会時刻(午前10時47分～午後2時56分)

2. 応招議員は次の通りである。

| 議席 | 氏 | 名 | 議席 | 氏 | 名 | |
|-----|---|---|-----|-----|----|----|
| 1番 | 天 | 久 | 豪太郎 | 2番 | 比 | 嘉定 |
| 3番 | 天 | 久 | 盛 | 4番 | 安次 | 盛 |
| 5番 | 石 | 川 | 真 | 6番 | 仲 | 春 |
| 7番 | 稻 | 嶺 | 正 | 8番 | 石 | 英 |
| 9番 | 安 | 里 | 康 | 10番 | 又 | 正 |
| 11番 | 石 | 川 | 繁 | 12番 | 大 | 喜 |
| 13番 | 伊 | 佐 | 得 | 14番 | 仲 | 政 |
| 15番 | 宮 | 城 | 昌 | 16番 | 宮 | 幸 |
| 17番 | 伊 | 佐 | 貞 | 18番 | 中 | 盛 |
| 19番 | 武 | 島 | 寿 | 20番 | 仲 | |
| 21番 | 吉 | 波 | 行 | | | |
| | 被 | 誠 | 清次郎 | | | |

3. 不応招議員はなし。

4. 出席議員は応招議員と同じである。

5. 免席議員なし。

6. 市町村自治法第61条の規定により議事説明のため出席し、
ものは次の通りである。

| | |
|-------------|------------|
| 市長職務代理者事務更員 | 松川正義 |
| 収入役 沢し 安一 | 財政課長 奥里 将俊 |
| 民生課長 当山 善喜 | 住民課長 仲村 春信 |
| 経済課長 伊佐 誠実 | 水道課長 国吉 真義 |
| 建設課長 島袋 昌兼 | 消防団長 大城 仁幸 |

7. 議会事務局職員の出席は次の通りである。

局長 富城光雄 書記島袋真由

8、議事日程は次の通りである、
日程第1 議案第19号 工事請負契約を結ぶことについて
日程第2 議案第20号 予算の提出について(特別会計)
日程第4 決議案第4号 市政上空ひ行駛止めについて

議長～出席16名であります、議会は成立致しておりますので、
これより本日の会議を開きます、再開致します、(午後10時47分)

議長～暫休憩致します、(午前10時49分)

市長～この度先きに申し上げた様に辞表を提出しまして、27日が日程日でありましたので26日の午後一は後継者の市長に連絡を取らるが、音道でありますけれども、この度は後継者がまだ生まれないためにこの実情の引継ぎについては、色々とこう出来るだけこの空間中はその後にでもと連いませうが、助役もうち付で見舞致しましたのでやむを得ず監督課長と引継ぐことに致しまして、26日に現金の内引かれこれは引継いでありますが、一部事務的な諸般事の面では、同月の27までに引き継ぎが完了出来るものと思っております、議会が八日終ると云うことでありますので何とか時間をおいて、以上状況を皆さんにお知らせし又今後とも一市民として御連絡欄ります様にお願い致します、私の挨拶にかたたいと思います、大変お世話になりました、

議長～再開致します、(午前10時59分)

議長～が2つ議会の方に寄っておりまして、今より日程の追加を致します、日程第19号、工事請負契約を結ぶことについて、日程の第2に議案第20号予算の提出について(特別会計)日程第3に議案第21号 予算の提出について(一般会計)以上3案件を追加致します、

議長～日程の順に従いまして、議案第19号、工事請負契約を結ぶことについてを上程致します、

8、議事日程は次の通りである。

- 日程第1 議案第19号 工事請負契約を結ぶことについて
日程第2 議案第20号 予算の繰越について(特別会計)
日程第4 決議案第4号 民家上空ひ行取止めについて

議長～出席16名であります。議会は成立致しておりますので、
これより本日の会議を開きます。再開
再開致します。(午後10時47分)

議長～暫休憩致します。(午前10時49分)

議長～この度先きに申し上げた様に辞表を提出致しまして、27
日が日曜日でありましたので26日の午後一応後継者の市
長に専函を引継ぐのが、常道でありますけれども、この度
は後継者がまだ生まれないためにこの事務の引継ぎについ
ては、色々とこう出来るだけこの空間中は助後にでもと思
いましたが、助役も26付で退職致しましたのでやむを得
ず総務課長と引継ぐことに致しまして、26日に現金の出
納かれこれは引継いでありますが、一部事務的な諸帳簿の
面では、明日の2時までには引継ぎが完了出来るものと思
っております。議会が今日終ると云うことでありましゃの
で何とか時間をいひだいて、以上状況を皆さんにお知せし
又今後とも一市民として御交ぎ場ります様にお願い致しま
す。私の挨拶にかえたいと思います。大変お世話になりました。

議長～再開致します。(午前10時55分)

案件が3つ議会の方に参っておりまして只今より日程の
追加を致します。日程第19号、工事請負契約を結ぶこと
について、日程の第2に議案第20号予算の繰越について
(特別会計)日程第3に議案第31号 予算の繰越について
(一般会計)以上3案件を追加致します。

議長～日程の順に従いまして、議案第19号、工事請負契約を結
ぶことについて審上致します。

一 市長をして用意せしめます、

市長～本案に対する起訴者の遺言説明を求めます、

署名課長～議案の説明に入ります前に一言御諮詢申し上げます、
まつた本市の色々の事情によりまして、市長の方が6月27日付で退職なされたと、その請助者であります助役さんの方が6月26日付で退職なされまして自治法の規定によつて市長の方からその職務を代理する更員としての着者を受けまして27日から私の方が職務代理をしております、この職務代理の性格でありますが、御承知の様にそう云うふうな自治体における市町村長の権利と称する前任者の方が御不在の場合に当然助役が代理すると云うことになりますが、両方とも欠けられた場合にいわゆる更員の中から着者の選定によって就任させると云うことではございませんが、この職務代理はいわゆる前任者であられる前市長さんのいわゆる事務が当然後任者に直に引継がれるのが普通でございます、しかし任期満了その他のによつての場合に色々任期満了前に選挙その他の手続が完了致しまして、任期満了日におひてはすぐ候時でも空闋が再び生じて云々の引き継ぎが出来る、云うのが通常であります、自治法の規定によつてそういう直に後任者への事務引継ぎが出来ない場合には一時的に職務代理をする更員に事務を引継いでおいて、そしてその事務更員の方が職務代理者である事務更員の方が前任者に代つて前任者から後任者への事務の引継ぎを行うと云う意味の空間を置けない、1つの法的問題が生じてございます、それで去つた暫定予算の審議、その他の皆様方の御審議においても色々出て來ました様に今会は、7、8、9の3ヶ月間が暫定予算で本市の当時の運営をして後任者に付して、部分を引継ぎ得譲がない部分などドンタッ子をすると云うふうな状態で7月からの3ヶ月間活動をすることになつております、その意味で我々も充分ノゾム連絡市長の態勢を後退させることなく現状を維持し、尚我々の能力アルファ、出来る分はアルファ致しまして、後任者へ引継ぎと完了したいたく思つております、そういうふうな

一 応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する理事者の趣旨説明を求めます。

職務課長～議案の説明に入ります前に一言御説明申し上げます。

去つた本市の色々の事情によりまして、市長の方が6月27日付で退職なされたと、その補助者であります助役さんの方が6月26日付で退職なされまして自治法の規定によつて市長の方からその職務を代理する更員としての指名を受けまして27日から私の方が職務代理をしております。この職務代理の性格でありますが、御承知の様にそう云うふうな自治体における市町村長の権利と称する前任者の方が御不在の場合に当然助役が代理すると云うことになりますが、両方も欠けられた場合にいわゆる更員の中から指名の規定によって就任させたと云うことではございますがこの職務代理はいわゆる前任者であられる前市長さんのいわゆる事務が当然後任者に直に引継がれるのが普通でございます。しかし任期満了その他によつての場合も色々任期満了前に選挙その他の手続が完了致しまして、任期満了日においてはすぐ何時でも空間が開けずに事務引継ぎが出来る、云うのが通常でありますが、自治法の規定によつてそういう直に後任者への事務引継ぎが出来ない場合には一応一時的に職務代理をする更員に事務を引継いでおいて、そしてその事務更員の方が職務代理者である事務更員の方が前任者に代つて前任者から後任者への事務の引継ぎを行うと云う意味の空間を開けない。1つの法令的な措置でございます。それで去つた暫定予算の審議、その他の皆様方の御審議においても色々出て来ました様に今会は、7・8・9の3ヶ月間が暫定予算で本市の機關の維持をして後任者に対しての充分な引継ぎ準備がない充分なバトンタッチをすると云うふうな状態で7月からの3ヶ月間活動することになつております。その意味で我々も充分連絡現中村市長の態勢を後継させることなく現状を維持し、尚我々の微力でアルファ。出来る分はアルファ致しまして、後任者への引継ぎと完了したいと思つております。そういうふうな

貴重な状況でありますので、市町村自治体における一つの
議題執行部においてもそういうふうな特別協力で行きます
又両端であります議決議題においても一つそういうふうな
本市の現状をよく御理解して頂きまして全面的な御協力を
ご後任者への引継ぐ職務を適切に果たしたいと思っております
どうぞ皆様方一つ宣しくお願ひ致します。

じや議案第9号の提案の趣旨、それから内緒について簡単に
御説明申し上げます、この方は前任者の仲村市長の方で
工事契約が締結されたのであります。この辺縫に当りま
しては入札に付したけれども、2回の入札においても落札ぐ
人がなかったと云うことで直接契約で契約の河を位置して
行くと云うことでは契約をつてなされております、それ
で私が引継ぐ役目においては、一巡隨意契約による契約、
契約が成章しておりますが、これを終了して行くために
はもう一度改めて今提案申し上げてあります様に議会の
同意を受ける、それから工事の施行して完了させて後任者
に引継ぐと云うのが従来の辦公室了換に移す改訂の状況
になつております、そういう意味で只今申し上げました様
に場所においては、議決議題に示されておる場所でござい
ます、それから契約の方は直接契約、それから履行期間
手方はここに付されたりであります、特に本年中は令和
第6条による特別委員の案件として提案してござります、
了換のについては御質疑をお聞こね致したいと思っております
す、宜しく御審議の程お願い致します。

議長～本題に対する質疑を求めます、

議長～暫休憩致します、(午前11時05分)
14番議員の申席を報告致します、

議長～再開致します、(午前11時18分)
本題につきましては、質疑を終りたいと思ひますかが御異議
ございませんか、

議長～暫休憩致します、(午前11時19分)

特殊な状況でありますので、市町村自治体における一つの機関執行部においてもそういうふうな特別態勢で行きます又両輪であります義決機関においても一つそういうふうな本市の現状をよく御推察して頂きましたて全面的な御協力を後任者への引継ぐ職務を充分果したいと思っておりますどうぞ皆様方一つ宜しくお願ひ致します。

じや議案19号の提案の趣旨、それから内容について簡単に御説明申し上げます。この方は前任者の仲村市長の方で工事契約が締結されたのであります、この締結に当たりましては入札に付したけれども、2回の入札においても落札人がなかつたと云うことで随意契約で契約の何を前置して行こうと云うことで道央でもつてなされております。それで私が引継ぐ改暦においては、一応随意契約による契約、仮契約が成立しておりますが、これを継続して行くためにはもう一段階として今提案申し上げてあります様に議会の同意を受ける。それから工事の施行して完了させて後任者に引継ぐと云うのが従来の処分未了段階に移す段階の状況になつております。そう云う意味で只今申し上げました様に場所においては、別紙図面に示されておる場所でございます。それから契約の方は随意契約、それから履行期間相手方はここに付された通りであります。併し本案件は条例第6条による特別条例の案件として提案してございます。同種部については御質疑にお答え致したいと思っております。宜しく御審議の程お願い致します。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩致します。（午前11時05分）

14番議員の出席を報告致します。

議長～再開致します。（午前11時18分）

本案につきましては、質疑を終りたいと思ひますが御異議ございませんか。

議長～暫休憩致します。（午前11時19分）

建設課長～再開設します、(午前11時20分)

3番～建設課長にお伺いしますが一応このままでう裝と云うことになれば相当この表面のちん圧状況はそこまでう裝に適つかどうか、と云うのが大きな欠点だと感じますが、その面との道路の排水状況、或はそう云う様な状況を一つお聞きせんが、どういう状態であるかですね、果してこのちん圧状況このままでう裝をやる場合に準なる今この土面にままでう裝するだけのものであるか、

建設課長～今おつしやる様にアスファルトになつますと、どうしても土盛が問題になります、それで本工事においては、アスファルトままでう裝工事を云ふようにやっておりをすればこれで土盛とそれから多少の土砂の入替えを、

3番～ままでう裝工事だけの予算じゃないですか、これに、

建設課長～それで排水がこわれておりますのでそれの意味、・・・
(後に小声のため堪聴不能)

3番～もう一点だけお伺いします、この道路がですね、認定道路の面で指定されているか、どうかですね、都許道路の場合には認定道路として、指定されているか、その点？、

建設課長～これは都市道であります、この区画整理される場合でも認定道路として認定されております、それで道路幅員は大体今の7メートルでございます、

3番～7メートルですね、これに計画されておる段ですね、

建設課長～はい、

3番～この契約表面の中に工事の方針は別添設計書仕様書画面の通りというふうになつていますが、當手当事者である所のこの請負人、この人を監査約をやつ

議長～再開致します。(午前11時20分)

3番～建設課長にお伺いしますが一応このほう菱と云うことになれば相当この路面のちん圧状況或はそこけほう菱に持つかどうか、と云うのが大きな欠点だと思いますが、その面との直路の排水状況、或はそう云う様な状況は分つておりますが、どういう状態であるかですね、果してこのちん圧状況このほう菱をやる場合に単なる今の土面に補ほう菱するだけのものであるか。

建設課長～今おつしやる様にアスファルトになつますと、どうしても土盛が問題になります。それで本工事においては、アスファルトほう菱工事と云ふうにてておりますけれどもこれけ土盛とそれから多少の土砂の入替えと？

3番～ほう菱工事だけの予算じゃないですか。これは。

建設課長～それで排水がこわれておりますのでその補修。 . . .
(後は小声のため聴取不能)

3番～もう一点だけお伺いします。この道路がですね、都計道路の面で指定されているか、どうかですね。都計道路の場合には何間直路として、指定されているか。その点？。

建設課長～これは従来市道でありますが、この区画整理される場合でも幹線道路として認定されております。
それで道路幅員は大体今の7メートルでございます。

3番～7メートルですね、これに計画されておる訳ですね。

建設課長～はい。

5番～この契約条項の中に工事の方法は別紙設計書仕様書図面の通りというふうになつていますが、相手当事者である所のこの請負人、この人と仮契約をやつ

この場合には、設計書仕様書は、相手に添付されている訳で
すね、契約書と一緒に、

建設課長～これ本市の方で作りました画面、設計、仕様書でござい
ます。

タ　番～もう一度聞きなさい、ここは契約渠渠の中にある所の設計書
仕様書、画面の通りと云うふうにありますか、仕様書も現
在ありますか、この道路工事に関する仕様書がありますか

建設課長～(声が小さい為難聴)

タ　番～もう一度お聞きします、簡単時よりように私の質問に対する
範囲内だけで答弁お願いします、仕様書はござりますか、
あればある、なければならない、そういう様な簡単時よりよう
な御答弁をお願いします、あればあると云うふうに、これ
即座に答弁出来るんじやないですかね、仕様書があるかな
いが、そのことぐらいはすぐそなて説明出来る様子ですが、
ね、

建設課長～はい、これでござります、

タ　番～ある添付した方が議会においての審査には非常に都合もい
いし、従つて審査する間としては添付された方がいいとさ
うなんですが、それはどうして添付されてないんですか、則
ちば有機ほどどの厚さ入れるのか、アスファルトも有機が見
えない程度に用意にかぶせればいいのか、仕様書みなければ
分りません、これはそうでしょう、ですからアスファルト
はう装工事であるか、やはり仕様書の内容みなければ分ら
ないのですから、従つて当然そこは求められなくとも仕
様書はこの要件に添付してしゃるべきだと感いますが、ど
うです、青長修理室、

答書課長～その虚偽から御咎え申し上げます、從来契約書の開示

場合には、設計書仕様書は、相手に添付されている訳ですね、契約書と一緒に。

建設課長～これは市の方で作りました図面、設計、仕様書でござります。

5 番～もう一度聞きます。ここに契約条項の中にある所の設計書仕様書、図面の通りと云うふうにありますか。仕様書も現在ありますか、この道路工事に関する仕様書がありますか

建設課長～(声が小さい為難聴)

5 番～もう一度お聞きします。簡単明りように私の質問に対する範囲内だけで答弁お願いします。仕様書はございますか。あればある、なければならない、そういうふうな簡単明りような御答弁をお願いします。あればあると云うふうに、これ即座に答弁出来るんじやないですかね。仕様書があるかないか、このことぐらいはすぐそこで説明出来るはずですがね。

建設課長～はい、これはございます。

5 番～ある添付した方が議会においての審査には非常に都合もいいし、従つて審査する間としては添付された方がいいと思うんですが、これはどうして添付されてないんですか。例えば石粉はどの厚さ入れるのか、アスファルトも石粉が見えない程度に只そこにかぶせればいいのか、仕様書みなければ分りません。これはそうでしょう。ですからアスファルトほう菱と申しましても、どう云つた様なアスファルトほう菱工事であるか、やはり仕様書の内容みなければ分らないのであります。従つて当然そこは求められなくとも仕様書はこの案件に添付してしかるべきだと思いますが、どうですか、市長代理の。

参事課長～その点私から御答え申し上げます。従来契約案件の同意

を求める場合に資料を教しましては、契約書、図面そう云うものの他も添付方々会からも要請がございまして、今は念入りに添付した所であります、当契約書の中に今度は実際工事を施行する責任者に示すべき図面、それからこのその工事を行う上における仕様書が、この契約書の方で別紙に添付されると云うふうになつておりますが、その面は実際工事を施行の荷んていわゆるこの契約自体のいわゆるこの契約自体のいわゆる附帯用資料として、従来の契約書に添付してございます、それで従来の要件審査を要する範囲で資料を添付したと云うふうなふうなことをござりますが、もし今後そう云うふうな契約案件の審査をする場合にはどう云うふうな圖面或は仕様書等も添付してもらいたいなどと云ふふうな御要望でございましたら今後そう云うに取り計らいと想っております、

ラ 番～私は今後の同様な問題についてお聞きしている段じやなくて現にここに上長されている、これから本契約をしようとしている所の建設工事、これに関して私は今質問しているのであります、契約することについていいかどうか；その立場で△会に提出されでおります、従つて△会としては慎重に審査するからだけ、どうしてもそこに、いかなる方法で工事を施行するのか、只ここに予供だきしみやいな見取図を添えただけでは分りません、これは図面じやありません、そうでしょう、建設課長～この契約書の中にある所の図面ですか、これは、そうじやないぞしよう、

建設課長～見取図であります、

ラ 番～そうでしょう、従つて△会は慎重に審査するためには、先段計画、仕様書、図面、これを添付すべきじやないか、と言つたのが私の質問の趣旨であります、今後と云う者はじやありません、今この要件に対してです、

総務課長～従来のこういう案件に対して審査については、たゞまだけしかこれは添付してございませんでしょ、△會から△会

を求める場合に資料を致しましては、契約書、図面そう云うものの何を添付方議会からも要請がございまして、今回は愈入りに添付した積りであります。尚契約書の中に今度は実際工事施行をする請負者に示すべき図面、それからこのその工事を行う上における仕様書が、この契約書の方で別紙に添付されると云ふふうになつておりますが、その面は実際工事施行の何んといわゆるこの契約自体のいわゆるこの契約自体のいわゆる附帯的資料として、従来の契約書に添付してございます。それで従来の案件審査を要するの範囲で資料を添付したと云ふふうなことでございますが、もし今度そう云ふふうな契約案件の審査をする場合にはそう云ふふうな図面或は仕様書等も添付してもらいたいと云ふふうな御要望でございましたら今後そう云うに取り計らいと想っております。

5 番～私は今後の同様な問題についてお聞きしている訳じやなくて現にここに上提されている。これから本契約をしようとしている所の道路工事、これに関して私は今質問しているのであります。契約することについていいかどうか、その立場で本議会に提出されております。従つて議会としては慎重に審査するからには、どうしてもそこに、いかなる方法で工事を施行するのか、只ここに子供だましみたいな見取図を添えただけでは分りません。これは図面じやありません。そうでしよう。建設課長～ここの契約書の中にある所の図面ですか。これは、そうじやないでしよう。

建設課長～見取図であります。

5 番～そうでしよう。従つて議会は慎重に審査するためには、先設計書、仕様書、図面、これを添付すべきじやないか。と云つたのが私の質問の趣旨であります。今後と云う意味じやありません。今この案件に対してです。

建設課長～従来のこういう案件に対して審査については、かがみだけしかこれは添付してございませんでしゃ。途中から議会

からの要望がございまして、それで見取図程度でいいといふゆる場所見取図でもいいと云うふうな御意見、それから大約議の内容、そういうもののまでは、一つ資料として添付してもらいたいと云うふうな要望もございましたので、この議員の資料しか添付してございませんが、回答事については、もし議会に全部資料と云うことになりますと、担当の課にせりますって、保管して貯くか、そういう方はとても可能だとは思つておりますけれども、後米ヶ庄議員の要望通りの資料を今伺は付してあると云うふうなことでございます。

5番～次が是非必要であると感じておりますのは、ここにかかげてある三つ全部と云う状況やありません、三つ中で最もつを方が都合いいと云うこととは云えますが、その中で仕様書、これはどうしても出して頂ければ、いわゆる工事内容は分らないで、契約していいかどうかは判断は出来ない段であります、後で以前の工事内容はそうだつたんじやないかと云うふうに一つせら議会は市政に対する、これいわゆる要請は承したとは云えない段であります。

市長代理～大変立派な御意見だと思っております、そこまで一つ慎重に御審査して貯く、いわゆる工事の方々どう云う具体的内容まで御審査して貯くと云うことであれば、我々としても大変喜びにたえないと思っております、もし御心配なれば、一応提出したいと思っております。

5番～これは結論出る前に提出して頂けますか、或は又ここでですかね、考えておられるんだつたら、早く重視したこと最当最悪が遺漏しててもいいんだが、

議長～暫休憩をします、(午前11時30分)

議長～再開議します、(午前11時41分)

からの要望がございまして、せめて見取図程度でもいいといわゆる場所見取図でもいいと云うふうな御意見から契約書の内容、そういうものまでは、一つ資料として添付しちらいたいと云うふうな要望もございましたので一応この程度の資料しか添付してございませんが、図面等については、もし議会に全部資料と云うことになりますと、担当の用意にかかりますって、供覧して頂くか、そういう方法でも可能だとは思つておりますけれども、従来の皆様方の要望程度の資料を今回は付してあると云うふうことござります。

5 番～私が是非必要であると感じておりますのは、ここにかかげてある三つ全部と云う意味じやありません。三つ出してもらつた方が都合いいと云うこととは云えますが、その中の仕様書、これはどうしても出して頂けなければ、いわゆる工事内容は分らないで、契約していいかどうかは判断は出来ない訳であります。後で以前の工事内容はそうだつたんじやないかと云うふうにせつたら議会は市長に対して、これいわゆる使用は果したとは云えない訳であります。

市長代理～大変立派な御意見だと思つております。そこまで一つ慎重に御審査して頂くと、いわゆる工事の方々こう云う具体的な面まで御審査して頂くと云うことであれば、我々としても大変喜びにたえないと思っております。もし御必要があれば、一応提出したいと思っております。

5 番～これは結論出る前に提出して頂けますか、或は又ここでですね、覚えておられるんだつたら、さく重要なこと担当課長が説明してもいいんだが。

議長～暫休憩致します。(午前11時30分)

議長～再開致します。(午前11時31分)

建設課長～只今の御質問にお答え致します。工事の大要を説明致します。先ずアスファルトであります。これは従来一号線なんかで使つておるものであります。それで厚みが大体普通4インチにしまして半分にしてある段であります。その代り土を入れかえまして、車で従来の石粉は多少石が混ざつておるわしくありませんので、それを一応ブルを入れまして、煎き取りました後更にエタセシチの石粉を放きましたそしてちんこした時この厚みが段く段であります。それから側こうの方であります。側こうは従来8割位いはあると思ひますが、後こわれたとか、色々そう云うのがありますので、それでその分は仮施工いたしまして、現在七ユーフィート管が入つておりますが、その分も非常に下手の方が段違になつておりまして、水の出が悪いと、そう云う点からしまして、その分も見込みまして仮施工をしたいと思ひます。それからアシキヨウが不足しておりますので、その分も更に追加して行きたいと、それから道路の計画の方であります。が部隊の現在ある側こうは、當時作つた時には邊溝があつてどうしても右と左が全然違う式であります。それでその分を道路のそばの方で補いまして、それで何とか竣工した段ですが、普通ならば、段違いであればどうしても道路自体が傾しやになりますけれども、その分は道路を利用して道路側を自然にしてあると云うふうにしております。大体以上様でありますが、この工事で特に申し上げたいのは、タールほうと云う話もありましたが、今後もタールと云うのはまだ検討すべき点がありますので、

5番～只今いわゆる仕様書の内容について説明がありました。この7,200ドルに該当する全工事量、それには例えばトラックも動くはずだし、人夫も動くはずだし、こう云つた様なことに対して、當当局が負担する何かがありますか、別へばトラックを提供するとか、そういうふたものなございませんか。

建設課長～この道路の方が5,040ドルであります。

建設課長～只今の御質問にお答え致します。工事の大要を説明致します。先ずアスファルトであります、これは従来一号線なんかで使つておるものであります。それで厚みが大体普通4インチにしまして半分にしてある訳であります。その代り土を入れかえまして、車で従来の石粉は多少石が混ざつておもわしくありませんので、それを一応ブルを入れまして、敷き取りまして更に15センチの石粉を敷きましてそしてちん圧した時この厚み敷く訳であります。それから側こうの方でありますが、側こうは従来8割位はあると思いますが、後こわれたとか、色々そう云うのがありますので、それでその分は仮施工いたしまして、現在ヒューム管が入つておりますが、その分も非常に継手の方が段違になつております、水の出が悪いと、そう云う点からしまして、その分も見込みまして仮施工をしたいと思いますそれからアンキヨウが不足しておりますので、その分も更に追加して行きたいと、それから道路の伊佐の方でありますが部隊の現在ある側こうは、当時作つた時には地盤差があつてどうしても右と左が全然違う訳であります。それでその分を道路のそばの方で補いまして、それで何とか加工した訳ですが、普通ならば、段違いであればどうしても道路自体が傾しやになりますけれども、その分は道路を利用して道路側を自然にしてあると云うふうにしております。大体以上の様でありますが、この工事で特に申し上げたいのは、タールほう装と云う話もありましたが、今後もタールと云うのはまだ検討すべき点がありますので、

5 番～只今いわゆる仕様書の内容について説明がありました、この7,200ドルに該当する全工事量、それには例えばトラックも動くはずだし、人夫も動くはずだし、こう云つた様なことに対して、市当局が負担する何かがありますか。例へばトラックを提供するとか、そういうものなございませんか。

建設課長～この道路の方が5,040ドルであります。

5 番～いや私が申し上げておるのは、これはいわゆる相手工事者と、この工事を完成するまでの代金としての \$7,200 そうぞしよう、工事請負金額と云うのはそう云う意味でしようここに計画している所の道路工事完了するまでのいつさいかつさいの相手に支払う代金でしよう、そすとこの代金の対象の中には、てまもあるし、それなりのこともありますね、そう云つた場合に仮りに市当局が石粉の運搬は市当局がやるんだと云つた様なこともありますか、詰まれていま

建設課長～これは向うの方から申し入れは、役所の車があつた時にお借りしてもらいたいと云う程度であります、

5 番～よく聞いて下さいよ、私の質問は請負額は \$7,200 になつておりますね、であるからには個々と云うふうに、それはいちいち単価ごとに集計されてその総合計がいわゆる請負工事ですね、従つてその中には、例えば石粉運搬費も計算あるはずです、

建設課長～全部入つております、

5 番～請負契約にそれを市当局が肩代りしてトラックを出して運搬に使うと云つた様なことと当時者間には、いわゆる内々契約なんかありませんかと云うのが私の質問です、ほう仕作業をやると云うことです、向うに？、

建設課長～努力してもらいたいと云うことです、

5 番～その辺があつたらはつきりしてもらえばいい、協力と云うのはそれじやこれはどう云う意味ですか、

建設課長～暫休懇致します、(午前11時36分)

建設課長～再開懇致します、(午前11時37分)

5 番～いや私が申し上げておるのは、これはいわゆる相手工事者と、この工事を完成するまでの代金としての \$7,200 そうぞしよう。工事請負金額と云うのはそう云う意味ぞしようここに計画している所の道路工事完了するまでのいつさいかつさいの相手に支払う代金ぞしよう。そすとこの代金の対象の中には、てまもあるし、それなりのこともありますね、そう云つた場合に仮りに市当局が石粉の運搬は市当局がやるんだと云つた様なこともありますか。組まれていまですか。

建設課長～これは向うの方からの申し入れは、役所の車があつた時に借してもらいたいと云う程度であります。

5 番～よく聞いて下さいよ。私の質問は請負額は \$7,200 になつておりますね、であるからには何々と云うふうに、それはいちいち単価ごとに集計されてその総合計がいわゆる請負工事ですね、従つてその中には、例えは石粉運搬費も組んであるはずです。

建設課長～全部入つております。

5 番～請負契約にそれを市当局が肩代りしてトラックを出して運搬に使うと云つた様なことも当時者間には、いわゆる内々の契約なんかありませんかと云うのが私の質問です。ほう仕作業をやると云うことです。向うに？。

建設課長～努力してもらいたいと云うことです。

5 番～その辺があつたらはつきりしてもらえばいい。協力と云うのはそれじやこれはどう云う意味ですか。

議長～暫休憩致します。（午前11時36分）

議長～再開致します。（午前11時37分）

建設課長～今お初質問にお答えします。この工事費は全額向こう持ちであります。向こうからの要望として重複類があつた時に替してもらいたいとこう云う要望はありました。

5番～おいでいる時に貸してくれと。

建設課長～その場合は無償であります。

5番～だからそこですよ私が云うのは、これは検討しなくちやいかんですね。

建設課長～暫休憩いたします。（午前11時30分）

建設課長～再開いたします。（午前11時40分）

3番～もう1点だけ伺います。先ほどの課長さんは幹線が7米道路といわれたんですが、そうなつた場合には宜崎町の街路計画に変更された段ですか、都計を施行する上に街路計画というのがありましたね、これを変更なされた段ですか。

建設課長～変更はしてありません。

3番～してない街路計画には少なくとも最少幅8米をその基準において8米と、これは2車線を最低限にやると、最低幅11米を確保するということに問題が出て来るということになりますね。

街路計画のうち番に街路計画の対象となる幹線街路の最少幅は2車線を確保し自転車、歩行者の通行、路上施設等、何れも考慮し、1.2m以上とするということにしてその他の幹線として最少幅1.1mとすると、どうしてもそれで出来んというのは、2車線を確保するために8m以上でなければいけんということになつていて、そういう場合、今後の場合は7mということになつていますね。この街路計画地図とした場合には、これを変更なされたのであるのかどうか、只者青地の特別の場合には、1.6m以

建設課長～只今の御質問にお答えします。この工事費は全額向こう持ちであります、向こうからの要望として重機類があいた時に借してもらいたいところ云う要望はありました。

5 番～あいている時に貸してくれと。

総務課長～その場合は無償であります。

5 番～だからそこですよ私が云うのは、これは検討しなくちやいかんですね。

議長～暫休憩いたします。（午前11時38分）

議長～再開いたします。（午前11時45分）

3 番～もう1点だけお伺いします。先程課長さんは幹線が7米道路といわれたんですが、そうなつた場合には宜野湾の街路計画は変更された訳ですか。都計を施行する上に街路計画というのがありましたね。これを変更なされた訳ですか。

建設課長～変更はしてありません。

3 番～してない街路計画には少なくとも最少限8米をその地帯において8米と。これは2車線を最低限にやると、最低限11米を確保するということに問題が出て来るということになりますね。

街路計画の5番に街路計画の対象となる幹線街路の最少幅員は2車線を確保し自転車、歩行者の通行、路上施設帶、側こう等をも考慮し、12米以上とするということにして他の幹線道として最少幅員11米とすると、どうしてもそれで出来んというのは、2車線を確保するために8米以上でなければいけないかんということになつていますが、そういう場合、今度の場合7米ということになつていますね。この街路計画地域とした場合には、これを変更なされたのであるのかどうか。只市街地の特別の場合には、16米以

上でなげりやいかんということであるんですが、その面の検討も準られての並行であるかですね、

建設課長～区画整理事務所の場合はございますが、大体附途地域の附の道路計画の場合であれば、今おつしする称に幅員は規定された幅員にしなければいかないと、所が尚それ以上外に大体区画街路地の方ですが、この方は或は区画整理事務所によつて決まる段ですが、大体現在計画している区画整理事務所の方面では、大体6米前後現行でいるんじゃないかと思います、平均してそれから大きいのになるとえつて幹線道路より大きい路幅の

3番～今6米前後ということですが、しかし先までも御説明で幹線のあれがあると、将来幹線になると、そういうふた場合当然それに則つて工事並行とか、或は幅員の増しとか、将来今区画整理事務所でも将来幹線になるとということを先ま語りましたが、その場合に候その道筋の改良といふことが考えられるんですが、それも考えてほ思えてあるかですね、今度は当然その幹線になれば、必ず幹線の場合はこれは歩道から12米以上でなげりやいかんということぞ、特に市街地においてはもつと大きく幅が取たづけられていますが、只予算がそういう面であれするから、これに則してやつたという称なことなら、将来の計画というのは全然マワチしないということになる事ですが、その点を考慮に入れての工事であるかということを開きたいんです。

建設課長～今申し上げました称に7米というのは（声が小さいのと難音のため聴取不能）

3番～これが新しくは表のあれで、将来の都計のあれだと思つていますが、これが前回になつて既設の道路に只ほ狭すればいいという称な考え方やりつ放すとか、将来の道路計画の改良とか、そういうことが向うまで来たのに、こつちは區画整理事務所の新規を作つた

上でなけりやいかんということであるんですが、その面の検討もやられての施行であるかですね。

建設課長～区画整理の場合でございますが、大体用途地域の内の道路計画の場合であれば、今おつしやる称に幅員は規定された幅員にしなければいかないと。所が尚それ以上外に大体区画街路地の方ですが、この方は或程度その区画整理地域によつて決まる訳ですが、大体現在計画している区画整理の図面では、大体6米前後動いているんじやないかと思います。平均してそれから大きいのになるとえつて幹線道路より大きい路線の

3番～今6米前後ということですが、しかし先きも御説明で幹線のあれがあると、将来幹線になると、そういつた場合当然それに則つて工事施行とか、或は幅員の増しとか、将来今区画整理やらんでも将来幹線になるということを先き話しがありました。その場合にはその道路の改良ということが考えられるんですが、それも考えてのほ装であるかですね。今度は当然その幹線になれば、先ず最悪の場合にもこれは歩道から12米以上でなけりやいかんということで、特に市街地においてはもつと大きく幅が限定づけられていますが、只予算がそういう面であれするから、これに則してやつたという称なことなら、将来の計画というのは全然マッチしないということになる訳ですが、その点を考慮に入れての工事であるかということを聞きたいんです。

建設課長～今申し上げました称に7米というのは（声が小さいのと雑音のため聴取不能）

3番～これが新しくほ装のあれで、将来の都計のあれだと思つていますが、これが前例になつて既設の道路に只ほ装すればいいという称な考え方やりつ放すとか、将来の道路計画の改良とか、そういうことが向うまで来たのに、こつちは出来んということはないという称な前例を作つた

場合には、将来の設計施行上も困るということであるから、そこをよく検討して施行してもらいたいと、又そういう計画の基にやつておられると思うんですが、その点充分今後そういう面でですね、その一部から道路はそのまま活用してもらいたいという御名な、こつちとしては改良計画はやつてあるんだが向うもそうやつてあるから、こつちもやりなさいというこの前例がない御名に今後それを気を配つて施行してもらいたいと要望になりますがお願いします。

議 長～質疑も大体つきたようありますので、質疑を終結することに御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので左件決定いたします。

議 長～本件に関する討論を始めます。

議 長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本件に対する討論を省略することにいたします。

議 長～後末第19号、工事請負契約を結ぶことについてを要請に付します。
原案通り可決することに御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので本件は原案通り可決式をいたします。

場合には、将来の都計施行上も困るということであるから、そこをよく検討して施行してもらいたいと、又そういう計画の基にやつておられると思うんですが、その点充分今後そういう面ですね、その一部から道路はそのまま活用してもらいたいという称な、こつちとしては改良計画はやつておるんだが向うもそうやつているから、こつちもやりなさいというこの前例がない称に今後そこを気を配つて施行されてもらいたいと要望になりますがお願いします。

議長～質疑も大体つきたようありますので、質疑を終結することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左称決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案に対する討論を省略することにいたします。

議長～議案第19号、工事請負契約を結ぶことについてを表決に付します。

原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので本案は原案通り可決決定いたします。

議長～貴經第2，議案第20号，予算の検討についてを上程いたします。

一店舗審査長をして朗読せしめます。

議長～提出者の追旨説明を求めます。

審査課長～御質問申し上げます。今計年度の年次末になりますと年次末になりました場合に工事が未完であると、まだ完工していないという場合の措置として、2つございますがその1つの方法は現年次のかわゆる今月現在でもつて工事を全部打ち切つて、そして新しい年度で新しい予算を計上して工事を終結するという方法と、それからその場合には、いわゆる3ヶ月分は不戻額になる、それからもう1つは自賄法の第168条の2つの規定によりまして工事の性格からすると、これ市町村が行う事業は、あくまでも住民福利の、しかもそういうふうな暮らし向上のための改良事業、新設が事業の性格でありますので、せつかく進められた事業については、その時期に空間をあけることなく、いわゆる事業のストップはしないで、着工してこの完工を速促進するというふうなのが、この自賄法の168条の2の規定でございますが、これによつて水道特別会計も今ここに付記がござります称に我如古地域の排水のための配管工事、それから宇治泊地域における配管工事について既に施行中のものが未完でありますので、着工して早急にその工事の完了をはかつて工事の目的を達成したいというふうな意味から提案してさぎります。内容については、2つの工事でございますが、尙許じでことについては、久留貢疑にお尋ねしたいとつております。宜しく御容聽願います。

議長～本件に対する質疑を求めるます。

議長～暫休憩いたします。（午前11時47分）

議長～再開いたします。（午後12時）

議長～日程第2. 議案第20号、予算の繰越についてを上程いたします。

一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～提案者の趣旨説明を求めます。

総務課長～御説明申し上げます。会計年度の年度末になりますと年度末になりました場合に工事が未完であると、まだ完工していないという場合の措置として、2つございますがその1つの方法は現年度のいわゆる今日現在でもつて工事を全部打ち切つて、そして新しい年戻で新しい予算を計上して工事を継続するという方法と、それからその場合には、いわゆる3ヶ月分は不用額になる。それからもう1つは自治法の第168条の2つの規定によりまして工事の性格からすると、これ市町村が行う事業は、あくまでも住民福しの、しかもそういうふうな福し向上のための改良事業、新設が事業の性格でありますので、せつかく進められた事業については、その時期に空間をあけることなく、いわゆる事業のストップはしないで、継続してこの完工を促進するというふうなのが、この自治法の168条の2の規定でございますが、これによつて水道特別会計も今ここに付記がございます称に我如古地域の給水のための配管工事、それから宇地泊地域における配管工事について既に続行中のものが未完でありますので、継続して早急にその工事の管了をはかつて工事の目的を達成したいというふうな意味から提案してございます。内容については、2つの工事でございますが、尚詳しいことについては、又御質疑にお答えしたいと思つております。宜しく御審議願います。

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。（午前11時57分）

議長～再開いたします。（午後12時）

議 長～本案に対する質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、左件決定いたします。

議 長～本案に対する討論を求めます。

議 長～討論省略の戸がございますが、御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので討論を省略することにいたします。

議 長～では議案第20号、予算の繰越についてを委託に行します。

原案通り可決することに御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議 長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議 長～議案第21号、予算の繰越についてを上程いたします。
→ 應事務局長をして朗読をします。

議 長～本案に対する提案者の趣旨说明を求めます。

権務課長～御説明申し上げます。提案の趣旨については168条第2項によりまして法規の趣旨に基いて提案してございます。専門会についてであります。専門会についてはここに付記された5つの工事でございます。この方も本件

議長～本案に対する質疑を終結したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、左称決定いたします。

議長～本案に対する討論を求めます。

議長～討論省略の声がございますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので討論を省略することにいたします。

議長～では議案第20号、予算の繰越についてを表決に付します。

原案通り可決することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議長～議案第21号、予算の繰越についてを上程いたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提案者の趣旨説明を求めます。

総務課長～御説明申し上げます。提案の趣旨については168条第2項によりまして先程の趣旨に基いて提案してございます。尚内容についてでありますが、箇所についてはここに付記された5つの工事でございます。この方も年度

内執行が出来なかつたという何は辯工事については、ちよう段工事内に非常に面難にかか合ひまして、それでこれ段政府助成工事でござりますので、一応政府と合議した結果、政府でもそれじや政府予算の超過決定をしようということとなつて、了解を得まして繼續して完工して頂くと、当初は6月一杯にやらないと、その分以外は助成しないというふうな政府の本意もございましたがその点については一応了解してもらつて、政府の超過事業として認めて頂くとかうぶうことで繼續したいと思つております、それから宜野湾地内の農道工事でございますが、この方も既終成工事であります、これは政府の去つた議会において政府の補正予算が提出上りましたが

その場合にいわゆる財源未着工の工事については極力今度は補正流にして次年度に持つて行くというふうな政府の方針がございまして政府としても指令を出すかどうかで非常にまよつておつた誤でござりますけれども、幸い補正流にもならないで、この分は改めて認めて取扱すると、この方は政府からの指令の遅れの關係でござります、それから後3つの方は市の自主財源による工事でござりますが、これは先きも現場中も上げましむたように去つた12月の議会において、いわゆる道路の維持修繕方式ですか、それを最もくは渠といつ方法を打ち出し、その後の計画道路でございます、この方は予算総額内における工事箇所の範囲内施行を相するためには細密設計、それから施工元の呼びかけ、それから地元の寄附収集するための懇親車両、そういうのが遅れましたので、施行の時期がずれて来ているのであります、しかし工事自体においての必要性といつ面からしますと、今までの御要請で充分認めて頂いた事業内容のものでありますので、絶対して事業を進めて行きたいというふうな考え方でござります

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。(午後1時9分)

議長～再開いたします。(午後1時10分)

内執行が出来なかつたという何は排水工事については、ちよう度工期内に非常に雨期にかち合いまして、それでこれは政府助成工事でございますので、一応政府と合議した結果、政府でもそれじや政府予算の繰越決定をしようということになつて、了解を得まして継続して完工して頂くと、当初は6月一杯にやらないと、その分以外は助成しないというふうな政府のお考えもございましたがその点については一応了解してもらつて、政府の繰越事業として認めて頂くというふうなことで継続したいと思つております。それから宣野湾地内の農道工事でございますが、この方も政府助成工事であります。これは政府の去つた議会において政府の補正予算が出来上りましたが

その場合にいわゆる財源未着工の工事については極力今度は補正源にして次年度に持つて行くというふうな政府の方針がございまして政府としても指令を出すかどうかで非常にまよつておつた訳でございますけれども、幸い補正源にもならないで、この分は改めて認めて継続すると、この方は政府からの指令の遅れの関係でございます。それから後3つの方は市の自主財源による工事でございますが、これは先きも説明申し上げましたように去つた12月の議会において、いわゆる道路の維持修繕方式ですか。それを新しくほ装という方法を打ち出して、その後の計画道路でございます。この方は予算総額内における工事箇所の範囲内施行を何するためには相当設計、それから地元の呼びかけ、それから地元の寄附収納するための態勢準備、そういうのが遅れましたので、施行の時期がずれて来ている訳であります。しかし工事自体においての必要性という面からしますと、今までの御審議で充分認めて頂いた事業内容のものでありますので、継続して事業を進めて行きたいというふうな考え方でございます

議長～本案に対する質疑を求めます。

議長～暫休憩いたします。（午後12時9分）

議長～再開いたします。（午後12時10分）

議長～本案に対する質疑者びに討論を省略したいと思いますが
御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので左称決定いたします。

議長～ては本案に対する要証を求めます。

議長～原案通り可決決定することに御異議ございませんか？

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議ございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後1時11分)

議長～再開いたします。(午後1時13分)

議長～審査追証を願います。貴証第4に要証事項を号、最末上空ひ行政止めについて要証決議を追加願ひます。
本案を議題といたします。
一応事務局長をして附議せしめます。

議長～本案に対する要証者の趣旨説明を求めます。

12番～要証題目にもございますように、証谷において事故が起っております。そこで最近まだ岩に重荷運び行場を中心にしてひ行場の貨物運送がひん繁に行つておる様な状態でございます。御承知の通り昨日の計画にもございました様に現実に小さくものではあります、ひ行場から落しておられます。そこで私達自身の危険を大いに感じております。そこでこのわざわいが又と起らないために、この要証決議案を提出した次でございます。この趣旨をおくみ取り下さいまして、是非要証決議してもらいます。

議長～本案に対する質疑普びに討論を省略したいと思ひますが
御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左称決定いたします。

議長～では本案に対する表決を求めます。

議長～原案通り可決決定することに御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので、本案は原案通り可決決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後12時11分)

議長～再開いたします。(午後12時15分)

議長～日程追加を願います。日程第4に決議案第4号、民家上空ひ行取止めについて要請決議を追加願います。
本案を議題といたします。
一応事務局長をして朗読せしめます。

議長～本案に対する提出者の趣旨説明を求めます。

12番～提案理由にもございましたように、読谷において事故が起つております。そこで最近まだ特に宜野湾ひ行場を中心にしてひ行機の貨物運搬がひん繁に行つておる稱な状態でございます。御承知の通り昨日の新聞にもございました稱に現実に小さいものではあります、ひ行機から落下しております。そこで私達は身の危険を大いに感じております。そこでこのわざわいが又と起らないために、この要請決議案を提出した訳でございます。この趣旨をおくみ取り下さいまして、是非要請決議してもらいます

ようお願い申し上げます。

議長～暫休憩いたします。（午後12時20分）

議長～再開いたします。（午後12時25分）

議長～本案に対する質疑、討論を省略することに御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので左件決定いたします。

議長～では決議案第4号、民衆上空ひ行取止めについての審議
決議についてを審決に付します。

原案通り可決決定することに御異議ございませんか？

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので原案通り可決決定することに
いたします。

議長～送付先についてをお諮りいたします。

議長～高麗大使官、民政官、行政主席、立法院議長、その外に
送り先がありましたらお願いします。

議長～暫休憩いたします。（午後12時26分）

議長～再開いたします。（午後12時27分）

議長～若大尉マリス航空隊司令官便、その外になければ以上申
し上げま所に送付することにいたします。

ようお願い申し上げます。

議長～暫休憩いたします。（午後12時20分）

議長～再開いたします。（午後12時25分）

議長～本案に対する質疑・討論を省略することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので左称決定いたします。

議長～では決議案第4号、民家上空ひ行取止めについての要請決議についてを表決に付します。

原案通り可決決定することに御異議ございませんか。

（異議なしと呼ぶ）

議長～御異議がございませんので原案通り可決決定することにいたします。

議長～送付先についてをお諮りいたします。

議長～高等弁務官・民政官・行政主席・立法院議長・その外に送り先がありましたらお願いします。

議長～暫休憩いたします。午後12時26分）

議長～再開いたします。（午後12時27分）

議長～普天間マリン航空隊司令官宛・その外になければ以上申し上げま所に送付することにいたします。

議 長～以上もちまして、午前の質疑を終りたいと思います。午後は陳情案件の方しい案件が參つておりますので、一感詳しい陳情書を読み上げまして、検討して行きたいとこう思つております。
午前の質疑はこれで終り、午後はお時より再開したいと思いますが、御承認ございませんか。

(共議なしと呼ぶ)

議 長～御承認がございませんので左称決定いたします。

議 長～暫休憩いたします。(午後1時24分)

議 長～再開いたします。(午後2時22分)

議 長～陳情案件の処理の方法についてお諮りいたします。この陳情書の中でどうしても本会場中に処理しなければならないという陳情書がありましたら、この陳情書の申から上程して行きたいと、もし次の9月の懇親会、いわゆる新市長が出てからの例会において処理した方がいいという陳情案件は成べく速して行きたいと、こういうふうに思つております。

議 長～暫休憩いたします。(午後2時56分)

議 長～再開いたします。(午後2時57分)

議 長～本日の質疑はこれをもちまして全部終了いたしましたので、これを以つて第2回宜野湾市議会定期例会を閉じることにいたします。受付間にわたり慎重なる御審議をしていただきましてどうもありがとうございました。

議 長～閉会いたします。(午後2時59分)

議長～以上もちまして、午前の日程を終りたいと思います。午後は陳情案件の新しい案件が参つておりますので、一応新しい陳情書を読み上げまして、検討して行きたいとこう思つております。

午前の日程はこれで終り、午後は2時より再開したいと思いますが、御異議ございませんか。

(異議なしと呼ぶ)

議長～御異議がございませんので左称決定いたします。

議長～暫休憩いたします。(午後12時25分)

議長～再開いたします。(午後2時32分)

議長～陳情案件の処理の方法についてお諮りいたします。この陳情書の中でどうしても本会期中に処理しなければならないという陳情書がありましたら、この陳情書の中から上程して行きたいと、もし次の9月の定例会、いわゆる新市長が出てからの定例会において処理した方がいいという陳情案件は成べく残して行きたいと、こういうふうに思つております。

議長～暫休憩いたします。(午後2時56分)

議長～再開いたします。(午後2時57分)

議長～本日の日程はこれをもちまして全部終了いたしましたので、これを以つて第25回宜野湾市議会定例会を閉じることにいたします。長期間にわたり慎重なる御審議をしていただきましてどうもありがとうございました。

議長～閉会いたします。(午後2時58分)

上記会議録の文書は、筆記が記載したものであるが、その内容
の正確であることを証するためここに署名する。

一九六二年七月二十日

宮崎市議会議長

議事録署名議員 稲嶺元康

議事録署名議員 石川翠

上記会議録の次第は、書記が記載したものであるが、その内容
の正確であることを証するためここに署名する。

1965年 7月 20日

宜野湾市議会議長

議事録署名議員 稲嶽正康

議事録署名議員 五川翠